

保護者殿

県立名護特別支援学校
校長 岡越 猛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症り患に伴う受診結果及び登校について

新型コロナウイルス感染症による欠席後の登校の際には下記事項を記入の上、提出して下さい。

学校保健安全法施行規則第19条第2項により、新型コロナウイルス感染症による出席停止の基準は、「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**」とされています。

記

新型コロナウイルス感染症証明書

(幼・小・中・高)

年 組 幼児児童生徒氏名

1 診断名： _____ 2 診断日： _____ 月 _____ 日

3 医療機関名： _____

4 体温の状況

体温測定月日	測定時間：(体温)	測定時間：(体温)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)

(発熱期間が長く、記録できない場合は、裏面をご利用下さい)

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しました。病状が回復し集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登校いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

(新型コロナウイルス感染症証明書 裏面)

体温測定月日	測定時間：(体温)	測定時間：(体温)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)

新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

* 「発症した後5日を経過」し、かつ、「症状が軽快した後1日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて症状が軽快した日によって出席停止期間は延長することがある。(発症後5日目以降に症状が軽快した場合(例5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後	
例1	発症後1日目に症状が軽快した場合	発熱等	☆軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	軽快後 4日目		登校可能
		出席停止							
例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	☆軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目		登校可能
		出席停止							
例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	☆軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目		登校可能
		出席停止							
例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	☆軽快	軽快後 1日目		登校可能
		出席停止							
例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	☆軽快	軽快後 1日目	登校可能
		出席停止							